

浄化槽をお使いの皆様へ

## 浄化槽法第11条に基づく定期検査を年1回受検しましょう

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課  
前橋市環境部ごみ収集課  
高崎市環境部一般廃棄物対策課

### ●浄化槽法第11条に基づく定期検査（11条検査）とは

浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているかどうか、放流水を採取して水質等を検査するほか、目視等により浄化槽本体の異常の有無を確認します。

11条検査は、保守点検・清掃とは別に法律によって、毎年1回受検することが義務づけられています。浄化槽に不具合があると周辺的环境に大きな影響がありますので、必ず受検してください。



©群馬県ぐんまちゃん

群馬県、前橋市、高崎市では50人槽以下の浄化槽を対象に、検査項目を一部省略した効率化11条検査制度を導入しております。（10年に1回は全項目検査の受検が必要です）

### ●検査の申込み

御契約の浄化槽保守点検業者または公益財団法人群馬県環境検査事業団にお問い合わせください。

浄化槽保守点検業者

公益財団法人 群馬県環境検査事業団（指定検査機関※）

〒371-0846 前橋市元総社町1120-1

TEL：027-280-5222

※浄化槽法に基づき、群馬県知事の指定を受けた検査機関です。

### ●11条検査の手数料

5,200円（50人槽以下、1基あたり、非課税）

※51人槽以上の浄化槽については、11条検査の手数料が異なりますので御留意ください。

※保守点検及び清掃料金とは別に必要です。

●浄化槽関連法令に関するお問い合わせ

事務所担当係・担当課	管轄区域	電話番号
中部環境事務所 廃棄物係 〒371-0051 前橋市上細井町2142-1	伊勢崎市、渋川市、 北群馬郡、佐波郡	027-219-2021
西部環境森林事務所 廃棄物係 〒370-0805 高崎市台町4-3	藤岡市、富岡市、 安中市、多野郡、 甘楽郡	027-323-5530
吾妻環境森林事務所 総務環境係 〒377-0424 中之条町大字中之条町664	吾妻郡	0279-75-4611
利根沼田環境森林事務所 総務環境係 〒378-0031 沼田市薄根町4412	沼田市、利根郡	0278-22-4481
東部環境事務所 廃棄物係 〒373-0033 太田市西本町60-27	桐生市、太田市、 館林市、みどり市、 邑楽郡	0276-31-2517
前橋市環境部ごみ収集課 〒371-0854 前橋市大渡町1-19-5	前橋市	027-253-1009
高崎市環境部一般廃棄物対策課 〒370-8501 高崎市高松町35-1	高崎市	027-321-1253
廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1	前橋市及び高崎市 以外	027-226-2853

浄化槽についてはこちらも  
ご覧ください



群馬県ホームページ  
「浄化槽について」



前橋市ホームページ  
「し尿・浄化槽」